

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 12 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）C支店における資格取得日に係る記録を昭和37年11月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年11月から38年4月までは1万4,000円、同年5月から同年9月までは2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月19日から38年10月24日まで

私は、昭和37年3月12日にA事業所に入社し、以後当該事業所の複数の支店において、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっていることに納得できないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立期間当時、申立人がA事業所C支店に勤務していたことが認められる上、申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が、A事業所各支店において、申立期間を通じて、継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人が申立期間直前に勤務していたとするA事業所D支店及び同事業所C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、複数の同僚について、厚生年金保険の被保険者記録が継続していないところ、B事業所は、「A事業所は、当社が合併する前の会社であり資料等も保管されていないため、申立人がA事業所C支店において勤務していた事実及び厚生年金保険料が控除されていた事実は確認することはできないが、申立期間当時、A事業所各支店における給与支払業務及び社会保険関係業務に

については同社各支店の担当者が行っていたと聞いている。」と回答している。

さらに、申立期間当時、A事業所C支店設立時の責任者であったとする者は、「当社の別支店から当社C支店に転勤となった従業員で、申立人の様に11か月間もの期間において厚生年金保険に加入せず、厚生年金保険料を給与から控除しないことは考えられない。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和37年11月から38年4月までは1万4,000円、同年5月から同年9月までは2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料は既に廃棄済みであり、保険料を納付していたか不明としているが、仮に事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和38年10月24日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る37年11月から38年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島厚生年金 事案502

### 第1 委員会の結論

申立人のすべての申立期間に係る標準賞与額の記録については、当該期間のうち、平成15年12月12日については142万8,000円、19年7月13日については74万円、同年12月14日については68万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日  
② 平成19年7月13日  
③ 平成19年12月14日

当時勤務していたA事業所から、平成15年12月12日、19年7月13日及び同年12月14日に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該標準賞与額に係る記録が無い。

すべての申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出されたすべての申立期間に係る賞与支払明細書によれば、申立人は、当該期間のうち、平成15年12月12日については142万8,000円、19年7月13日については74万円、同年12月14日については68万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、すべての申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張するすべての申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島厚生年金 事案503

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、84万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

当時勤務していたA事業所から、平成15年12月12日に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該標準賞与額に係る記録が無い。

申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立期間に係る賞与支払明細書によれば、申立人は、平成15年12月12日に84万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島厚生年金 事案504

### 第1 委員会の結論

申立人のすべての申立期間に係る標準賞与額の記録については、当該期間のうち、平成15年12月12日については29万5,000円、19年7月13日及び同年12月14日については19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日  
② 平成19年7月13日  
③ 平成19年12月14日

当時勤務していたA事業所から、平成15年12月12日、19年7月13日及び同年12月14日に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該標準賞与額に係る記録が無い。

すべての申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出されたすべての申立期間に係る賞与支払明細書によれば、申立人は、当該期間のうち、平成15年12月12日については29万5,000円、19年7月13日及び同年12月14日については19万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、すべての申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張するすべての申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島厚生年金 事案505

### 第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額の記録については、15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月13日  
② 平成19年12月14日

当時勤務していたA事業所から、平成19年7月13日及び同年12月14日に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該標準賞与額に係る記録が無い。

両申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された両申立期間に係る賞与支払明細書によれば、申立人は、両申立期間について、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する両申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島厚生年金 事案506

### 第1 委員会の結論

申立人のすべての申立期間に係る標準賞与額の記録については、当該期間のうち、平成15年12月12日については54万1,000円、19年7月13日については22万9,000円、同年12月14日については21万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日  
② 平成19年7月13日  
③ 平成19年12月14日

当時勤務していたA事業所から、平成15年12月12日、19年7月13日及び同年12月14日に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該標準賞与額に係る記録が無い。

すべての申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出されたすべての申立期間に係る賞与支払明細書によれば、申立人は、当該期間のうち、平成15年12月12日については54万1,000円、19年7月13日については22万9,000円、同年12月14日については21万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、すべての申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張するすべての申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額の記録については、当該期間のうち、平成15年12月12日については48万8,000円、19年7月13日については20万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日  
② 平成19年7月13日

当時勤務していたA事業所から、平成15年12月12日及び19年7月13日に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該標準賞与額に係る記録が無い。

両申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された両申立期間に係る賞与支払明細書によれば、申立人は、当該期間のうち、平成15年12月12日については48万8,000円、19年7月13日については20万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する両申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島厚生年金 事案508

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、38万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

当時勤務していたA事業所から、平成15年12月12日に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該標準賞与額に係る記録が無い。

申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立期間に係る賞与支払明細書によれば、申立人は、平成15年12月12日に38万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島厚生年金 事案509

### 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和55年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②のうち昭和55年10月31日から56年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を56年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、当該期間のうち、昭和55年10月31日から同年11月30日までの期間について、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、同日から56年1月1日までの期間について、事業主は申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年6月30日から同年7月1日まで  
② 昭和55年10月31日から56年2月1日まで

昭和54年9月から56年1月末までの期間において、A事業所に正社員として勤務したが、55年6月30日から同年7月1日までの期間に係る船員保険の被保険者記録及び同年10月31日から56年2月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

両申立期間についても、勤務したことは事実なので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人から提出されたA事業所発行の給料支払明細書及び船員手帳等

から判断すると、申立人は、申立期間①についてA事業所における船員として勤務し、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の昭和55年6月の給料支払明細書の保険料控除額等から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に解散しており、申立期間①当時の事業主も死亡していることから確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和55年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人から提出された給料支払明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間②のうち、昭和55年10月31日から同年12月31日までの期間については、A事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和55年10月から同年12月までの期間に係る給料支払明細書の保険料控除額等から、20万円とすることが妥当である。

一方、A事業所は、適用事業所名簿によれば、昭和55年11月30日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、同僚の供述等から、少なくとも56年1月1日までの期間については、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、当該期間のうち、昭和55年10月31日から同年11月30日までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主も死亡していることから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

また、昭和55年11月30日から56年1月1日までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主から、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨届出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難く、社会保険事務所は、申立人に係る55年11月及び同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和56年1月1日から同年2月1日までの期間については、i) 雇用保険の被保険者記録において、申立人は昭和55年12月31日付けで離職している旨記録されていること、ii) 申立人は、56年1月に係る給料支払明細書を所持しているものの、当該明細書において厚生年金保険料の控除が確認できないことから判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案546

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から61年3月までの国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から61年3月まで  
私の昭和56年2月から61年3月までの国民年金の納付記録が無いが、A市区町村役場年金課窓口で、未納期間を問い合わせた上、窓口係員から提示された申立期間の国民年金保険料（36万円程度）を窓口係員に手渡したはずである。  
調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の始期において、申立人の夫は既に共済組合に20年以上加入し年金受給要件を満たしているため、制度上、その配偶者である申立人は、申立期間について国民年金の任意加入対象者として取り扱われるところ、A市区町村が保管する国民年金被保険者名簿によれば、i) 申立人は、申立期間以前の昭和48年4月24日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金の資格を喪失し、以後、申立期間において国民年金の加入手続が行われた形跡は無く、申立期間は任意の未加入期間として取り扱われていたことが確認できること、ii) 申立人は、63年2月1日に国民年金の加入手続を行い、61年4月1日付けで国民年金の強制被保険者の資格を取得した旨の記載が確認できるが、この時点では、申立期間は任意の未加入期間であるため、申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、前述の被保険者名簿、オンライン記録等によれば、申立人は、申立期間直後の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料について、申立人が国民年金の加入手続を行った半月後の63年2月17日に過年度納付し、62年4月から63年3月までの保険料を同年4月4日に納付、63年4月から平成元年3月までの保険料を63年4月28日に前納するなど、申立期間

直後の3年分の国民年金保険料を短期間にまとめて納付していることが確認でき、これら保険料を合算すると26万円程度となるが、申立人のA市区町村役場窓口で申立期間に係る国民年金保険料を納付したとの記憶は、これらの納付と誤認している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年5月まで

私は、申立期間当時、A事業所でB職として業務に従事していた。当時一緒に同事業所で同業務に従事していた同僚の一人には厚生年金保険の被保険者記録が有るにもかかわらず、私の被保険者記録が無いことに納得できない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は、既に廃業しており、当時の事業主等役員も死亡又は連絡先不明であることから、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入状況、給与からの厚生年金保険料控除等を確認できる関連資料や供述は得られない。

また、申立人が記憶する同僚を含めて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚等へ照会を行ったが、申立人の勤務期間、給与からの厚生年金保険料の控除等をうかがわせる供述は得られず、当該同僚の一人は、「私は、当時、A事業所に約3か月から4か月間において勤務したが、その間は厚生年金保険に加入せず、国民年金に加入していた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、当該同僚の氏名等は確認できない上、申立人が記憶するこのほかの同僚についても、同被保険者名簿において氏名等が確認できないことなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限ら

ない状況がうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和42年9月15日から44年7月16日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案500

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月21日から58年4月1日まで  
当時、私は、A事業所、及び同事業所が商号変更した後のB事業所において、商品の配送や営業の業務以外にも、いろいろな業務に従事した。  
申立期間においては、C事業所が経営していたD店で勤務していたと記憶しているが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。  
調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がD店で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人がD店を経営していたと主張するC事業所は既に解散しており、当時の給与台帳等の関連資料は確認することはできず、同事業所の元経理担当者は、「C事業所がD店を経営したことは無い。」と供述している上、事業所原簿によれば、申立事業所は昭和63年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、オンライン記録等において、申立人の勤務先であるD店が厚生年金保険の適用事業所に該当した記録は確認できない上、同店の元店長は、「D店の従業員は、私を含めてすべてパート従業員であり、同店に厚生年金保険等の社会保険制度は適用されていなかったと記憶している。申立人がD店に手伝いに来てくれたことはあったが、短期間だったと思う。」と供述している。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、申立期間直後の昭和58年4月1日付けで厚生年金保険被保険者

の資格を取得していることが確認できるとともに、申立期間のうちの57年5月21日以降の期間において、当該事業所における雇用保険の被保険者記録が確認できるところ、事業所原簿によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した日と同日の58年4月1日であり、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

加えて、B事業所は既に廃業しており、当時の給与台帳等の関連資料は確認できず、当時の事業主の供述も得られない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案501

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から同年5月1日まで

私の所持している給与明細書を見ると、平成18年5月から同年9月までの5か月分の給与から、毎月、厚生年金保険料が控除されているが、社会保険庁（当時）の「年金加入履歴」によると、A事業所に係る同年5月及び同年6月、また、同社の関連会社であるB事業所に係る同年7月及び同年8月の合計4か月の厚生年金保険の被保険者記録しか確認できない。

申立期間一月分の被保険者記録が欠落したと思われるので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人は、申立期間において、B事業所の関連会社であるA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立事業所の元事業主及び複数の同僚の供述等から判断すると、申立事業所における給与計算の締切り日は毎月25日、給与の支払日は毎月5日であり、保険料控除方法は当月控除であったことが推認できるところ、申立人が所持する申立期間に係る平成18年4月分の給与明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当時の同僚について、雇用保険被保険者資格の取得日は平成16年6月26日であり、オンライン記録において、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年10月20日であることが確認できるところ、当該同僚は、「A事業所から、入社後3か月经過した後厚生年金保険へ加入させるとの説明があったが、3か月たっても音沙汰が無いので、会社に申し出て厚生年金保険に加入させてもらった。」と供述していることなどから判断すると、当時、

申立事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間において、国民年金の被保険者として、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人が所持する平成18年9月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の離職日は同年9月25日であり、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、前述の離職日の翌日の同年9月26日であることが確認できるところ、申立人も、「給与計算の締切り日である平成18年9月25日に退職した。」と供述していることから判断すると、申立人は同年9月末までの期間において勤務しておらず、同年9月において、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月から35年10月までの期間のうちの、  
約1年から2年間

亡くなった私の夫（申立人）は、申立期間において、A事業所（現在は、B事業所）で、C市とD市の間を航行する船舶のE業務員として勤務していたという話を、夫の妹から聞いた。

同事業所での、夫に係る船員保険の被保険者記録は確認できないが、船員保険に加入していたと思われるので、調査の上、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は既に死亡しており、申立人の妻などから当時の具体的状況が聴取できない上、A事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間当時、船員保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した同僚15人に対してアンケート等による事情聴取を行ったところ、8人から回答が得られたが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態、給与からの船員保険料控除等をうかがわせる供述は得られない。

また、申立事業所は既に合併、解散しており、合併先のB事業所においては、当時の人事記録、給与台帳の関連資料は保管されておらず、申立人の、申立期間当時の勤務実態、船員保険の加入状況、給与からの保険料控除の状況等が確認できない。

さらに、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立事業所が船員保険の適用事業所となった昭和31年10月8日から36年4月5日までの被保険者資格取得者の中に、申立人の氏名は無く、被保険者番号に欠番

も無い。

このほか、申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月3日から同年12月3日まで

私は、申立期間において、A事業所が所有するB丸に、約2か月間において、臨時のC業務員として乗り組んでいた。私が所持する船員手帳でもその旨確認でき、当該期間において船員保険に加入していたはずである。

同事業所での船員保険の被保険者記録が無いが、船員保険に加入していたと思われるので、調査の上、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人が昭和53年10月3日付けでA事業所が所有するB丸にC業務員として雇入れされていたことが確認できる。

しかし、申立事業所は既に解散しており、当時の事業主の連絡先等も不明であることから、申立人の当時の勤務期間、船員保険の加入状況、給与からの船員保険料控除の状況等を確認できる関連資料や供述は得られない。

また、前述の船員手帳には、申立人の申立事業所における雇止め日に係る記載は無いところ、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿及び申立人が所持する船員手帳の雇止め欄に押印された「D」の印等から判断すると、申立人と申立期間において一時期勤務を交代したと推認されるD氏（元C業務員）は、「休暇で約1か月間において下船することはあったが、申立てのように2か月もの期間に、下船していた記憶は無い。」と供述するとともに、前述の被保険者名簿において、当時、被保険者記録が確認できる複数の同僚も、「D氏が一時期休んだことはあるが、長くても約1か月だったと思う。」と供述するなど、申立人が申立期間のすべてにおいて、B丸に乗

り組んでいたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立人は、「給与は、日額1万5,000円であった。船員保険料の控除について具体的にはよく覚えていない。」と供述しているところ、前述の同僚一人は、「私の給与は月給で、船員保険に加入していたが、急きょ応援で呼ばれるケースがあり、その場合、給与は日当で支払われ、船員保険には加入していなかったのではないか。」と供述し、他の同僚一人も、「短期間において乗り組んでいた臨時のC業務員は、普通は月給でなく高額の臨時給を支給されていたので、船員保険には加入していなかったと思う。」と供述していることなど、申立人が、申立期間当時、船員保険の被保険者として給与から事業主により船員保険料が控除されていたことをうかがわせる供述等は得られない。

加えて、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間を含む昭和50年8月5日から54年4月16日までの被保険者記録に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

また、申立人は、船員手帳の雇入れの記録をもって船員保険の被保険者であった旨主張しているところ、国土交通省海事局は、「平成17年1月4日以降は、船員の雇入れ契約の公認手続時に船員保険の加入についても確認しているが、申立期間当時は、船員保険の加入は公認手続の必須条件ではなく、同保険の加入状況は確認していなかった。」と回答していることから判断すると、船員手帳の雇入れの記録をもって船員保険の加入を推認することはできない。

このほか、申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案512

### 第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年2月から同年8月まで  
② 昭和63年1月から同年3月まで  
③ 昭和63年4月から同年6月まで  
④ 平成2年5月から同年11月まで  
⑤ 平成3年2月から同年5月まで

私は、申立期間①において、A事業所(現在は、B事業所)に勤務した。同社は、私が高等学校を卒業して初めて年金手帳を交付された会社であり、厚生年金保険料が間違いなく給与から控除されていた記憶があるのに、年金特別便に申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間②においてはC事業所(現在は、D事業所E支店)、申立期間③においてはF事業所、申立期間④においてはG事業所(現在は、H事業所)、申立期間⑤においてはI事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していると思っていたが、年金特別便には、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。いずれの事業所においても、健康保険被保険者証を交付された記憶がある。

すべての申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B事業所が保管する申立人に係る昭和60年分所得税源泉徴収簿及び同僚の供述等により、申立人が、申立期間①当時、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①に係る前述の源泉徴収簿において、申立人の給与

から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①当時、被保険者記録が確認できる者のうち二人（申立人が記憶する同僚を含む。）から供述が得られたが、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述等は得られない。

さらに、前述の被保険者原票において、申立期間①を含む昭和56年11月1日から61年10月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②については、同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がC事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、D事業所E支店は、「申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料控除等を確認できる当時の賃金台帳等の関連資料は保管されていない。なお、当時、すべての従業員について、入社後3か月間は見習期間とし、その後、正式採用となった時点から厚生年金保険に加入させており、見習期間中は厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②当時、被保険者記録が確認できる者のうち、3人（申立人が記憶する同僚を含む。）から供述が得られたが、すべての者が、「当時、入社当初3か月の試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入してもらえなかったと思う。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、前述の被保険者原票において、申立期間②を含む昭和59年4月26日から63年5月17日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 3 申立期間③については、申立人の当時の業務内容、入社経緯等に係る具体的な供述から判断すると、申立人が、期間の特定はできないもののF事業所の作業現場で業務に従事していたことはうかがえる。

しかし、申立人は、当時の同僚の氏名等を記憶しておらず、F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間③当時、被保険者記録が確認できる者のうち5人から供述が得られたが、申立人の申立事業所における勤務実態等をうかがわせる供述は得られない。

また、申立人は、「当時、作業現場でJ業務従事者として業務に従事しており、日雇いであった。」と供述しているところ、申立事業所によれば、「先般、申立人本人からの依頼があり、当時の関係書類を調べてみたが、申立人の氏名は確認できなかった。当時、現場責任者、技師等についてのみ厚生年金保険に加入させており、臨時の短期間勤務の作業

員については、日雇保険（健康保険の日雇特例被保険者）に加入させていた。」と回答している上、前述の同僚は、「当時、短期間勤務の人は、厚生年金保険に加入してもらえず、日雇保険に加入していたのではないか。」と供述するなど、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除等をうかがわせる関連資料や供述は得られない。

さらに、前述の被保険者原票において、申立期間③を含む昭和62年4月1日から63年9月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 4 申立期間④については、雇用保険の被保険者記録等から、申立人が、申立期間④当時、G事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、H事業所に当時の賃金台帳等の関連資料は保管されておらず、申立人の給与からの厚生年金保険料控除等を確認できる関連資料は得られない上、同社は、「当時、雇用保険については、退職後の失業保険受給等の理由から、入社と同時に加入させていたが、厚生年金保険に関しては、当時は手取りの賃金が多い方を望む従業員が多かったので、本人から加入の有無の希望を聞いていた。加入を希望しない従業員に対しては、社会保険事務所（当時）に資格取得届を出していないし、それに係る保険料を給与から控除していない。」と回答しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間④当時、被保険者記録が確認できる者のうち二人から供述が得られたが、当該同僚は、「会社から、厚生年金保険の加入希望を聞かれた記憶がある。」、「入社後すぐに雇用保険に加入してくれたが、厚生年金保険については、入社約3か月後に会社から加入希望を聞かれ、加入した記憶がある。」と供述している上、雇用保険の被保険者記録が確認できた一人については、当該同僚の雇用保険被保険者資格の取得日から約2年遅れて、厚生年金保険被保険者の資格を取得していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況とともに、厚生年金保険に加入させた場合であっても、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立事業所に係るオンライン記録によると、申立期間④を含む平成元年6月1日から3年2月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、申立事業所は、申立期間④当時、K厚生年金基金に加入しているところ、同基金に照会したが、申立人の同基金における被保険者記録は確認できない。

- 5 申立期間⑤については、同僚の供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がI事業所L営業所に勤務していたことは推認

できる。

しかし、当時の I 事業所 L 営業所の責任者は、申立人を記憶しており、「申立人の勤務期間は短期間だったと思う。私は本社との連絡役をしていたが、当時、入社後約 3 か月間は見習期間として、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述しているところ、申立事業所に係るオンライン記録において、申立期間⑤当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる I 事業所 L 営業所に勤務していたとする同僚は、「厚生年金保険については、入社後、約 2 か月間については加入してもらえなかった。」と供述し、同事業所本社に勤務していたとする同僚は、「入社後、1 年間は厚生年金保険に加入してもらえなかった。会社がそのような取扱いを行っていたと思う。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立事業所に係るオンライン記録によると、申立期間⑤を含む平成 2 年 12 月 12 日から 4 年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 6 そのほか、申立人が、すべての申立期間について、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案513

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月10日から30年2月1日まで  
社会保険事務所(当時)に対し、厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、A事業所とB事業所に勤めていた期間が、一時金(脱退手当金)として支給済みとなっていた。

B事業所を退職したときは親に任せていたので分からないが、A事業所を退職したときは脱退手当金をもらっていないので、A事業所に係る申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る厚生年金被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和30年7月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案514

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年3月1日から62年8月1日まで  
② 平成2年6月26日から3年9月1日まで  
③ 平成7年2月14日から同年8月1日まで

申立期間①については、A事業所において、月額36万円以上の報酬を得ており、申立期間②については、B事業所（現在は、C事業所）において、月額24万5,000円以上の報酬を得ていた。しかし、両申立期間のこれらの報酬額に比べて、社会保険庁（当時）の標準報酬月額の記録が低くなっているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

また、申立期間③については、D事業所で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

2 申立期間①については、A事業所に係る複数の同僚に照会したところ、当該同僚は当時の給与明細書等の資料は所持しておらず、申立事業所が、

申立てどおり、オンライン記録で確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額よりも高い金額の保険料を給与から控除していたことをうかがわせる関連資料や供述は得られない。

また、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の賃金台帳等の関連資料は保管されていない上、当時の事業主は、「当時、多くの従業員が、給与の手取り額が増えることを望み、控除する金額を抑えるという理由から、報酬額について、社会保険事務所(当時)へ基本給額を届け出るケースがあったかもしれない。しかし、届出を行っていた報酬額に見合った厚生年金保険料額よりも高い金額の保険料を給与から控除することは無かった。」と供述している。

さらに、申立人においては、当時の給与明細書等の関連資料は所持しておらず、「報酬額はかなり低く届け出られていると思うが、給与からは、実際に届出が行われていた低い報酬額に見合った厚生年金保険料を控除されていたのかもしれない。」と供述している。

申立期間②については、C事業所において、申立人の申立期間②のうちの平成2年7月から同年12月分の諸給与支払内訳明細書が保管されており、当該明細書において、オンライン記録で確認できる申立人の標準報酬月額に見合った厚生年金保険料額が控除されていることが確認できる。

また、当時の複数の同僚へ照会したところ、オンライン記録で確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額よりも高い金額の保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られず、うち一人は申立期間②前後を含む期間のうち、一部の期間(昭和63年10月、平成元年10月、2年6月、同年10月、3年10月、4年9月、5年10月及び6年10月)に係る給与明細書を所持しており、当該明細書において、オンライン記録で確認できる当該同僚の標準報酬月額に見合った厚生年金保険料額が控除されていることが確認できるところ、当該同僚は、「当時、B事業所は、同事業所本社及び同事業所各営業所とも経理事務をしっかりとやっていたと思うので、申立人についても誤りは無いのではないか。」と供述するなど、申立内容を裏付ける関連資料や供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びD事業所が保管する給料台帳から、申立人が申立期間③において、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人の申立期間③に係る前述の給料台帳において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立事業所によれば、「当時、試用（見習）期間が設けられ、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。給料台帳によれば、申立期間6か月間のうち、入社当初の平成7年2月から同年4月までの期間について、各月の勤務日数が2日から10日であり、その後の同年5月から同年7月までの3か月間について、各月が19日から23日の通常勤務となっていることから、申立期間については、すべて試用期間として取り扱っていたと考えられる。」と回答しているところ、雇用保険の被保険者記録及びオンライン記録によると、複数の同僚について、雇用保険被保険者資格の取得日から1か月から3か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月1日から28年11月1日まで  
② 昭和29年7月1日から31年4月1日まで  
③ 昭和32年3月1日から同年8月1日まで

昭和27年9月にA事業所B部C課に採用され、勤務場所の異動はあったものの、32年7月末までの期間において継続して勤務した。すべての申立期間が厚生年金保険の被保険者期間でないことに納得できないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所D部E課が保管する履歴書から、申立人が申立期間①のうち、昭和27年9月8日から28年11月1日までの期間において、A事業所B部C課に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業所原簿において確認したところ、A事業所B部C課は、昭和28年11月1日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A事業所B部C課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚のうち、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる4人（申立人よりも先に勤務を開始していたと供述する者を含む）についても、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

2 申立期間②について、A事業所D部E課が保管する履歴書から、申立人が申立期間②において、A事業所B部C課に勤務していたことは確認

できる。

しかしながら、A事業所B部C課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚のうち、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる4人についても、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、所在の確認できた二人から、当時の事情を聴取しても、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述等は得られない。

また、申立期間②当時において、A事業所B部C課における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる別の複数の同僚は、「昭和29年から31年までの期間のうち、仕事の無い期間は休まされ、無給であった。」、「申立期間②当時、現場ができるたびに雇用されていた。」とそれぞれ供述しているところ、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が継続していない者が複数確認できることから判断すると、申立期間②のすべての期間において申立人が継続して厚生年金保険の被保険者であったことを推認することはできない。

さらに、A事業所B部C課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人はすべての申立期間についてA事業所B部C課に継続して勤務したと主張しているものの、前述の履歴書から、申立人が申立期間③において、A事業所B部C課に勤務していたことは確認できない。

また、A事業所B部C課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A事業所B部C課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚のうち、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる4人についても、申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、所在の確認できた二人から、当時の事情を聴取しても、申立人が申立期間③において、A事業所B部C課に勤務していたことをうかがわせる供述等は得られない。

なお、A事業所B部F課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③の直前に、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、A事業所B部F課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿について確認したところ、昭和32年3月1日以後の期間において、申立人の氏名は確認できない上、事業所原簿において、A事業所B部F課は32年3月16日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

4 このほか、A事業所D部E課は、「すべての申立期間当時の給与台帳等資料を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険料の控除及び納付の状況は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料等は得られない上、ほかに、申立人のすべての申立期間について、厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月1日から28年11月1日まで  
② 昭和29年5月1日から31年4月1日まで

私は、A事業所B部C課に昭和27年6月から31年3月末までの期間において継続して勤務していたが、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。物的証拠は所持していないが、当時の同僚に厚生年金保険の被保険者記録があるのであれば、私にもあるはずなので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、A事業所D部E課が保管する履歴書から、申立人が申立期間①において、A事業所B部C課に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業所原簿において確認したところ、A事業所B部C課は、昭和28年11月1日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A事業所B部C課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する複数の同僚についても、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

#### 2 申立期間②について、A事業所D部E課が保管する履歴書から、申立人が申立期間②の期間において、A事業所B部C課に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所B部C課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚も、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、A事業所B部C課に係る健康保

険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在の判明した 16 人に照会したところ、12 人から回答が得られたものの、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述等は得られない。

また、前述の同僚の中には、「昭和 29 年から 31 年までの期間のうち、仕事の無い期間は休まされ、無給であった。」、「申立期間②当時、現場ができるたびに雇用されていた。」と供述している者も複数確認できるところ、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が継続していない者が複数確認できることから判断すると、申立期間②のすべての期間において申立人が継続して厚生年金保険の被保険者であったことを推認することはできない。

さらに、A 事業所 B 部 C 課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 3 このほか、A 事業所 D 部 E 課は、「両申立期間当時の給与台帳等資料を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険料の控除及び納付の状況は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料控除を確認できる関連資料等は得られない上、ほかに、申立人の両申立期間について、厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月13日から同年8月27日まで  
② 昭和29年8月31日から30年6月21日まで  
③ 昭和31年6月9日から同年10月5日まで

申立期間①については、船舶A丸（船舶所有者は、B）、申立期間②については、船舶C丸（船舶所有者は、D）、申立期間③については、船舶E丸（船舶所有者は、F）に乗り組んでいたにもかかわらず、船員保険の被保険者記録が確認できない。

船員手帳の記載内容からも各船舶に乗り組んでいたことは間違いのないため、すべての申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された船員手帳により、申立人がすべての申立期間について各船舶所有者に雇入れされていたことは確認できる。

しかし、船員手帳の記載については、i) 雇入契約の記載は、海上労働の特殊性を配慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている船員法に基づく労働契約の公認制度であること、ii) 国土交通省海事局及びG運輸局H運輸支局への照会結果によると、「平成17年1月4日以降は、雇入手続時に船員保険への加入の有無を確認し、加入していなければ雇入れできない取扱いになっているが、申立期間当時は、船員保険への加入が雇入手続の必須条件ではなく、同保険への加入状況は確認していなかった。」としていることから判断すると、船員手帳に記載のある雇入期間をもって、船員保険に加入していたことを推認することはできない。

2 申立期間①については、オンライン記録及び船舶所有者名簿において、

船舶所有者Bが、申立期間①当時、船員保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、オンライン記録において、船舶所有者の氏名を検索しても同氏を特定することはできない上、申立人も申立期間①当時の同僚の氏名等を記憶していないことから、同僚等から申立人に係る船員保険料の控除等について聴取することができない。

- 3 申立期間②については、船舶所有者名簿において、船舶所有者Dが船員保険の適用事業所であったことは確認できるものの、同僚一人が「申立期間②当時もDが所有するC丸に乗り組んでいたと思う。」と供述しているところ、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿において、同氏の申立期間②に係る船員保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において確認できる被保険者は、前述の同僚を含めて3人のみであり、申立人の氏名等は確認できない上、当該同僚3人のうち、申立期間②中に申立事業所において被保険者記録が確認できる者はいない。

さらに、船舶所有者D氏は既に死亡しており、当時の状況について聴取することができない上、登記簿謄本において同氏が事業主として勤務していたことが確認できるI事業所の役員は、「会社が設立された昭和42年1月以前の資料は保管しておらず、申立人がC丸に乗り組んでいたとする期間の船員保険料の控除、届出の有無等については不明である。」と供述しており、申立期間②における船員保険の加入状況及び船員保険料の控除をうかがわせる資料及び供述を得ることができない。

- 4 申立期間③については、オンライン記録及び船舶所有者名簿において、船舶所有者Fが、申立期間③当時、船員保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人が記憶する同僚一人は、「昭和30年6月ころから32年12月ころまでの期間において、F氏が所有するE丸に乗り組んでいたが、同期間に係る船員保険の被保険者記録は無い。」と供述しているところ、オンライン記録において、同氏の申立事業所における船員保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人から提出された船員手帳において確認できる船舶所有者及び船長の氏名をオンライン記録において検索しても、連絡先等を把握することはできず、当時の状況を確認することができない。

- 5 このほか、申立人のすべての申立期間における船員保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料が無い上、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、すべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月20日から34年9月1日まで

私は、A事業所で勤務していたが、閉鎖することとなり、同事業所の事業主が経営するB事業所への転勤を命じられ、昭和33年12月に職場が変わったが、B事業所に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。継続して勤務していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB事業所に勤務していたと主張しているところ、申立事業所は既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、A事業所及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる14人のうち、所在が確認できた5人に照会したところ4人から回答があったものの、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立事業所が昭和33年10月1日にC事業所から名称変更を行い、併せて事業主の変更をしていることが確認できるところ、名称変更後において、初めて厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の取得日は34年9月1日となっており、申立期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した者はいない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立期間当時、申立事業所と事業主が同一であったことが確認できるA事業所及びD事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。